

法務省提出資料

法務省民商第100号
平成28年6月28日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて（通達）

標記の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、この通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により変更したものと了知願います。

記

第1 商業登記規則第9条関係

- 1 登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出する場合には、印鑑を明らかにした書面に商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第9条第1項各号に定める事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印したもの（以下「印鑑届書」という。）をもって行い（同項）、当該印鑑届書に押印した印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）の作成した証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならないとされている（規則第9条第5項第1号）。
- 2 外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）が申請書に押印して登記の申請をする場合における印鑑の提出についても、1の手続によ

る。この場合において、印鑑届書の署名が本人のものであることの当該外国人の本国官憲（当該国の領事及び日本における権限がある官憲を含む。以下同じ。）の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

なお、あらかじめ登記所に印鑑を提出していない外国人が登記の申請をする場合（会社の支店の所在地において登記の申請をする場合を除く。）には、当該登記の申請書又は委任状の署名が本人のものであることの本国官憲の証明が必要である。

第2 規則第61条関係

- 1 株式会社の設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役又は取締役会設置会社における設立時代表取締役若しくは設立時代表執行役（以下「設立時取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役又は取締役会設置会社における代表取締役若しくは代表執行役（以下「代表取締役等」という。）の就任（再任を除く。）の登記の申請書に添付すべき代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とされている（規則第61条第2項及び第3項）。

外国人が設立時取締役等又は代表取締役等に就任した場合において、当該設立時取締役等又は代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面に署名しているときは、当該就任を承諾したことを証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

- 2 規則第61条第4項本文の規定により、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すべき場合において、当該各号に規定する書面に外国人である議長又は取締役若しくは監査役が署名しているときは、当該書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。
- 3 規則第61条第6項本文の規定により、代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すべき場合において、当該辞任を証する書面

に外国人である代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役が署名しているときは、当該辞任を証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

第3 日本 of 公証人等の作成した証明書

外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等の真にやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した証明書に代えることができる。

外国人の署名証明書（サイン証明書）について

- 従前の取扱い（昭和48年1月29日付け民四第821号通達）
本国官憲（日本における領事その他権限のある官憲を含む。）の作成した
証明書
 - 領事については、「日本における領事」に限定されるのではないかとの解釈上の疑義が生じていた。
 - （例）B国に在住するA国人について、在B国のA国領事の署名証明であるとの疑義では不可（A国本国の官憲か、日本におけるA国領事に限定される。）

- 平成28年6月28日付け法務省民商第100号通達
本国官憲（当該国の領事及び日本における権限がある官憲を含む。）の作成した証明書
 - 当該外国人の国籍国の領事の署名証明であればよいことを明記
 - （例）B国に在住するA国人について、在B国のA国領事の署名証明で可

さらに、国籍国の法制上の理由等の真にやむを得ない事情から、署名証明を得ることができない場合についての救済措置（日本の公証人又は居住国の官憲の作成した署名証明書が許容される。）を明記

株式会社の設立手続の概要

- 1 発起人による定款の作成
- 2 公証人による定款認証
- 3 株主の確定及び財産的基礎の確立
 - 発起人による出資
 - 募集設立では、更に、引受人の募集及び引受人による金銭払込み
- 4 機関の具備（設立時役員等）
 - 発起設立では発起人による選任
 - 募集設立では、創立総会による選任
- 5 設立時取締役等による設立手続の調査
- 6 設立登記申請

発起人による出資：金銭の払込み場所

金銭の払込みは、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所（払込取扱機関）においてしなければならない（会社法第34条第2項）。

払込取扱機関（会社法施行規則第7条）

- ① 銀行法第2条第1項の銀行（日本の銀行の外国における支店，外国銀行の日本における外国銀行支店を含む。）
- ② 信託会社
- ③ 商工組合中央金庫
- ④ 信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- ⑤ 信用事業を行う漁業協同組合，漁業協同組合連合会，水産加工業共同組合又は水産加工業協同組合連合会
- ⑥ 信用協同組合又は信用協同組合連合会
- ⑦ 信用金庫又は信用金庫連合会
- ⑧ 労働金庫又は労働金庫連合会
- ⑨ 農林中央金庫

株式会社の設立登記の添付書面

会社法第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面(商業登記法第47条第2項第5号)

発起設立の場合には、以下の書類が払込みがあったことを証する書面に該当する(平成18年3月31日付け法務省民商第782号民事局長通達)。

- ① 払込取扱機関の作成した払込金受入証明書
- ② 設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に、次の書面のいずれかを合てつしたもの
 - A) 払込取扱機関における預金通帳の写し
 - B) 取引明細表その他の払込取扱機関が作成した書面

〔預金通帳の名義人〕

原則として、設立中の会社を代表する発起人の名義である必要がある。

ただし、発起人において、国内に銀行口座を開設することが困難な場合等に配慮し、登記実務上、設立時代表取締役又は設立時代表執行役を預金通帳の名義人とする場合であっても、発起人から設立時代表取締役又は設立時代表執行役に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を添付すれば受理される取扱いをしている。

(参考)

払込受入金証明書

使用 区分 会社法人用・登記用 (○印)	
払込金受入証明書	
払込金額	
法人名	
証明書発行の目的	<input type="checkbox"/> 株式会社 (発起設立 募集株式) <input type="checkbox"/> 新株予約権 (募集 行使) <input type="checkbox"/> 合同会社 (設立 社員の加入) <input type="checkbox"/> 投資法人 (募集投資口) <input type="checkbox"/> 有限責任事業組合 (設立 社員の加入) <input type="checkbox"/> その他 ()
摘要	
当行は、払込取扱場所として、その払込事務を取扱い、上記のとおり払込金を受け入れたことを証明します。 平成 年 月 日 証明者 所在地 印 銀行名・店名 代表者	
注 1. この証明書は、払込期日・期限以後(当日を含む)の日をもって2通(会社法人用・登記用)作成し、当該会社・法人に交付する。 2. 払込金額はチェッカーライター等により記入する。 3. 目的欄の該当にレ点を付すとともに、設立等の該当個所に○を付す。 なお、目的欄に該当しない払込金を受け入れる場合には、「その他」に目的を記載する。	

払込みのあったことを証する書面の例

払込みのあったことを証する書面の例

証明書	
当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。	
設立時発行株式数	〇〇株
払込みを受けた金額	金〇〇円
平成〇年〇月〇日	
〇〇商事株式会社 設立時代表取締役 ○ ○ 太郎 印	
(注) 1 当該書面には、会社を代表すべき者が登記所に届け出る印鑑を押印します。 (注) 2 取引明細表や預金通帳の写し(口座名義人が判明する部分を含む)を合わせてとじて、当該書面に押印した印鑑で契印します。また添付した取引明細表や預金通帳の写しの入金又は振込に関する部分にマーカー又は下線を付す等して、払い込まれた日、金額が分かるようにしてください。 (注) 3 口座名義人が発起人でなく設立時代表取締役である場合には、委任状を添付してください。	